

# 大洲市町家等活用改修事業費補助金のポイント

## 1 目的

- ① 街なみ環境の整備及び歴史的風致の維持向上（歴史まちづくり法）
- ② 地域経済の活性化及び地域の成長発展の基盤強化（地域未来投資促進法・地域再生法）

## 2 要件

- ① 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認をうけた事業が対象です。
- ② 補助対象事業者は、地域経済牽引事業者とします。
- ③ エリアは、町家活用エリア計画で定めるエリア内（歴史的風致重点区域内）に限ります。
- ④ 対象となる建造物は、町家活用エリア計画における町家活用主要物件又は歴史的風致形成建造物（指定候補物件を含む）とします。

## 3 補助対象経費及び補助率

- ① 補助対象経費※は、建造物の外観及び内部に係る工事費、設計費及び監理費等（用地費及び補償費は対象外）です。
- ② 補助率は、対象経費の3分の2以内です。ただし、建物の延床面積の坪60万円以内を限度とします。

※社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）に準拠しています。

## 4 その他

- ① 建物等を所有又は10年間以上の賃貸借契約及び一般公開の協定（市と締結）を条件としています。
- ② 改修後5年間、活用後の経済的効果の状況報告を行うことを条件としています。